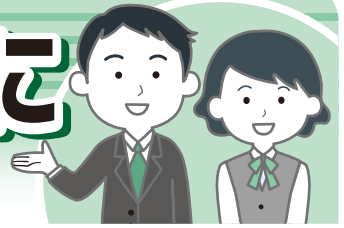


# 税の申告は正しくお早めに



市民税・県民税の申告に関する問／課税課 ☎463-2852～3  
 確定申告に関する問／朝霞税務署 ☎467-2211

令和元年分の申告の受け付けは

**「2月17日(月)～3月16日(月)」**です。

## スタート

令和元年中に収入がありましたか(公的年金等の収入がある方は下記 **公的年金等に係る収入がある方はこちら** もご確認ください)。  
 ※遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当などの非課税所得のみの方は「いいえ」へ。

はい

給与所得者の方は勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていますか(提出の有無は勤務先にご確認ください)。  
 ※給与所得者以外の方は「いいえ」へ。

いいえ

令和元年中の合計所得が、社会保険料控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超えていますか。  
 ※給与所得者の方で年末調整がお済みの方は「いいえ」へ、お済みでない方(年の途中で退職した方など)は「はい」へ。

いいえ

同一世帯のどなたかの扶養になっていますか。  
 ※健康保険の扶養とは異なります。配偶者に扶養されており、配偶者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は「いいえ」へ。

はい

主たる勤務先から受ける給与のほかに給与・年金・配当・原稿料・報酬・不動産などの収入がありましたか。

はい

主たる勤務先から受ける給与以外の給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか。

はい

いいえ

いいえ

いいえ

はい

申告をする必要はありません。

税務署に確定申告をする必要があります。

## 市役所に市民税・県民税の申告をしてください。

※収入のなかった方についても申告をすることにより、国民健康保険税(料)および介護保険料などの算定の基礎資料、児童手当など各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。

## 公的年金等に係る収入がある方はこちら

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下ですか。

はい

所得税の確定申告をしますか。

いいえ

日本年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更ならびに生命保険料控除および医療費控除などの所得控除の追加がありますか。

いいえ

公的年金等以外の収入がありますか。

いいえ

申告をする必要はありません。

いいえ

はい

はい

はい

税務署に確定申告をする必要があります。

市役所に市民税・県民税の申告をする必要があります。所得税に変更がない方も、控除額に変更がある場合は市民税・県民税などに反映しますので市役所に申告をしてください。

※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方であっても、確定申告または市民税・県民税の申告をする必要がある方はワンストップ特例の適用がなくなります。寄附金控除として併せて申告をしてください。

※令和2年1月1日現在の居住地が朝霞市外で、市内に事務所・事業所等を所有している方は市役所へ申告が必要です。

※令和2年1月1日現在の居住地が朝霞市外の方は、1月1日現在にお住まいの自治体へ確認してください。

## 税務署からのお知らせ

### ◇医療費控除は領収書の提出が不要となりました！

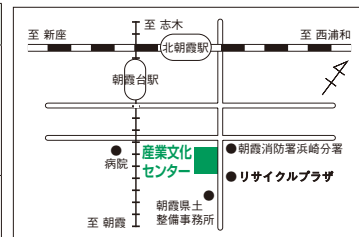
平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」を作成して添付する必要があります。また、税務署から「医療費控除の明細書」の記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間ご自宅等で保管してください。

## 市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

### 市民税・県民税の申告受付日程

受付日程	時間	受付会場
2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日を除く。 <b>2月24日(月・休)</b> は受け付けを行います。	午前9時～午後4時	市役所別館 5階大会議室
3月1日(日)	午前9時30分～午後4時	産業文化センター 2階研修室

### 産業文化センター



※給与所得者および年金所得者の確定申告も受け付けます。事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、**税務署で受け付け**となりますのでご注意ください。

※シンボルロードの工事のため、市役所駐車場が例年より狭くなります。

市役所にお越しの際はできる限り公共交通機関をご利用ください。詳細は12ページをご覧ください。

例年の混雑状況(参考) ・**非常に混雑**…2月17日(月)～20日(木)、3月11日(水)～3月16日(月)

申告にお持ちいただくもの	【給与所得者または年金収入のある方】 令和元年分源泉徴収票等
	【事業所得等その他の所得のある方】 帳簿類など所得金額が証明できるもの
	令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に支払った国民年金保険料・国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料および介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
	令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
	【障害者控除を受ける方(被扶養者を含む)】 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
	【勤労学生控除を受ける方】 学生証または在学証明書
	【医療費控除を受ける方】 令和元年分医療費控除の明細書 ※医療費の領収書でも可能 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方】 令和元年中において健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類・令和元年分セルフメディケーション税制の明細
	印鑑
マイナンバーカード(お持ちでない方は通知カード等+運転免許証や健康保険証等の本人確認資料) ※マイナンバーが提示できない方についても、その他の資料がそろっている場合は申告を受け付けます。	
【利用者識別番号をお持ちの方】 ハガキまたは通知 ※お持ちでない方は市ホームページをご覧ください。	

### ご注意ください!

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- 収入のなかった方も、申告をすることにより非課税証明書の発行、国民健康保険税(料)および介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ご家族の方が申告や年末調整の際にあなたのことを税法上の扶養(社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります)とする記載が漏れている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要です。

### 郵送での提出がおススメです!

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。申告会場で長時間待つ負担がなくお勧めです。

郵送を希望する方で、申告用紙がない場合はお問い合わせください。

※マイナンバーカード(または通知カード等と本人確認資料)の写し・源泉徴収票・その他各種控除証明書および領収書を同封(のり付け不要)してください。